

三田市教育行政連絡協議会設置に関する要綱

三田市教育委員会

(趣旨)

第1条 市長が推進する生涯学習、幼児教育の分野と教育委員会が推進する学校教育の分野は、相互に連携と調和を保ち、それぞれの施策がより効果的に執行されることが必要になる。そしてこれまで以上に、教育委員会のノウハウを地域社会における人づくりのために活用し、市長及び教育委員会の新たな体制の下、自立した市民の学びの場の創出と、その中から生れた体験、知識、知恵を「子どもたちのために、また、まちづくりのために還元する仕組み」「教育・学びがひとづくり、まちづくりへ繋がる仕組み」を構築していくために、諸事業・諸施策を長期的な展望のもと効果的に展開していかねばならない。まちの宝である子どもたちが、心豊かに生きる力を育み、また、ふるさと三田に誇りと愛着をもてるように、市長と教育委員会が「教育・学び」について新たな役割分担を行う中で、相互に理解・協力しながら、三田の子どもたちの夢と未来が輝くまちづくりを推進することを本旨とする。

(役割)

第2条 第1条の趣旨に沿って、主に三田の教育振興、青少年の健全育成、生涯学習とまちづくりにかかる基本的な方向性について協議を行い、市長と教育委員会が共通の課題認識のもとそれぞれの役割を確認し、各般の施策の円滑な実施に資するため、三田市教育行政連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者とし、必要に応じてこれらの者以外の者を適宜加えることができる。

- (1) 市長部局 三田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成6年三田市教育委員会訓令第2号)第2条に規定する補助執行させる職員(以下「補助執行職員」という。)の属する部の部長。ただし、人事担当部長を除く。
- (2) 教育委員会 教育長及び学校教育部長

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

- 2 協議会は、教育長が主宰する。

(意見交換)

第5条 教育委員会は、市の総合的な生涯学習の振興並びに社会教育の施策の推進に関して、必要と認めるときは、教育委員と生涯学習審議会委員との意見交換の場を設けることができる。

- 2 前項の意見交換の場については、教育長が主宰し、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、教育長職務代理者が主宰する。
- 3 第1項に関する庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(事務局連絡会議)

第6条 協議会を効率的に運営するため、また教育委員会にかかる事務評価その他諸課題

への対応のため、必要に応じ事務局連絡会議を開催する。

2 事務局連絡会議は、次の各号に所属する職員で組織する。

(1) 市長部局 補助執行職員の属する課。ただし、人事担当課を除く。

(2) 教育委員会 学校教育部に属する課

3 事務局連絡会議は、教育総務課職員のうち教育総務課長が指名する職員が主宰する。

(庶務)

第7条 協議会及び事務局連絡会議の庶務は、教育総務課において、地域創生部、子ども・未来部及び福祉共生部の協力を得て処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、適宜協議会において協議決定していくものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。